

十四 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>（投資信託委託会社の利害関係人等の範囲）</p> <p>第十七条 法第十一条第一項に規定する投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該投資信託委託会社の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）</p> <p>二 当該投資信託委託会社の子法人等（金融商品取引法第三十一条の四第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（関係行政機関の長との協議等）</p> <p>第三百三十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十四条の二の政令で定める届出は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 次に掲げる金融商品取引法の規定（特定金融商品取引業者に係るものに限る。）</p> <p>イ・ロ （略）</p>	<p>（投資信託委託会社の利害関係人等の範囲）</p> <p>第十七条 法第十一条第一項に規定する投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該投資信託委託会社の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）</p> <p>二 当該投資信託委託会社の子法人等（金融商品取引法第三十一条の四第六項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（関係行政機関の長との協議等）</p> <p>第三百三十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十四条の二の政令で定める届出は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 次に掲げる金融商品取引法の規定（特定金融商品取引業者に係るものに限る。）</p> <p>イ・ロ （略）</p>

4  
5  
6  
ト| 金融商品取引法第五十条の二第一項  
ヘ| 金融商品取引法第三十五条第六項  
ホ| 金融商品取引法第三十五条第三項  
ニ| 金融商品取引法第三十一条の四第二項  
ハ 金融商品取引法第三十一条の四第一項

4  
5  
6  
ヘ| 金融商品取引法第五十条の二第一項  
ホ| 金融商品取引法第三十五条第六項  
ニ| 金融商品取引法第三十五条第三項  
ハ 金融商品取引法第三十一条の四第四項  
(新設)